

岩国市交通事業者デジタル機器等整備事業費補助金 Q & A

R7.5.12

補助対象者について

Q. 市内に本社または営業所はないが、市内にバス路線がある場合は、岩国市交通事業者デジタル機器等整備事業費補助金（以下「デジタル補助金」という。）の対象となるのでしょうか。

A. 対象になりません。

Q. タクシー事業者であれば、全て対象になるのでしょうか。

A. 個人タクシー及び福祉輸送事業限定のタクシー事業者は、対象になりません。

補助対象事業について

Q. 「新たな取り組み」とはどのようなものになるのでしょうか。

A. デジタル補助金における「新たな取り組み」とは、新たなデジタル技術を導入することによって、事業者の生産性の向上や経費の節減、利用者の利便性の向上につながる取り組みなどをいいます。

既存システムの更新については対象となりません。ただし、今までにない機能が追加されることで、業務の改善などにつながるシステム更新については対象となります。

Q. 補助金交付決定前に実施した事業は対象になりますか。

A. 対象になりません。

必ず補助金の交付決定があってからシステム事業者などとの契約を行ってください。

Q. 市の予算額以上に申請があった場合は、どうなるのでしょうか。

A. それぞれの申請内容を審査し、より生産性の向上や利用者サービスの向上が図られるものから優先して交付決定をすることとしています。

Q. 事業を実施するにあたり、市の当該デジタル補助金以外にも、国から補助金を受けることとしている場合、市の補助金額は減額されるのでしょうか。

A. 市のデジタル補助金以外に、国や県から補助金を受けて事業をする場合でも、市からの補助金が減額になることはありません。

例えば、500 万円の事業を行うにあたり、国から 200 万円補助金が給付される場合でも、デジタル補助金は 150 万円給付します。（デジタル補助金の補助率は、総事業費の 1/2 で 250 万円ですが、補助金上限額は 150 万円のため。）よって、このケースでは、500 万円の事業を 150 万円の自己資金で行うことができます。

Q. タクシーの共同配車とはどのような事業なのでしょうか。

A. タクシーの共同配車とは、タクシー会社内で配車業務を行うそれぞれの「配車室」を統合し、タクシー車両を配車する仕組みです。複数の会社が配車室を統合することで、利用者は電話の回数が減少することや、待機時間が短くなるなどメリットがあると考えられます。

デジタル補助金では、複数の会社が共同してこのような事業を行う場合、初期費用（イニシャルコスト）だけでなく、維持費用（ランニングコスト）についても補助対象とします。（1社あたりの補助上限額は、イニシャルコスト ＋ ランニングコストで150万円が上限です。）